



## 大垣市 学びの場の検討について

### (通常の学級・特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校)



お子さんに困っている様子が見られたら、まずは、学級担任や各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。学校ではお子さんのニーズを踏まえ、必要に応じて「個別的教育支援計画」を作成し、お子さんに合った支援を検討します。大垣市には、以下のような学びの場があります。それぞれの学びの場では、お子さんの特性に合わせた教育を受けることができます。

#### 通常の学級

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに取り組んでいます。
- 配慮が必要な児童生徒について、個別的教育支援計画を作成し、通常の学級でできる範囲の合理的配慮を受けることができます。

#### 通級による指導(言語・難聴・LD/ADHD等)

- 通常の学級に在籍する言語・難聴・LD・ADHD等の軽度の障がいのある児童生徒に対し、一部特別な指導を行う指導形態です。ふだんは自分の在籍している学級で学習し、決められた曜日・時間に通級して指導を受けます。
- 知的障がいのない児童生徒が対象です。
- 一人一人の実態に応じて、個別指導やペア・少人数の指導を行います。
- 障がいによる学習や生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導(自立活動)を行います。
- 学習の遅れを指導するのではなく、「学びにくさ」の要因に対する指導を行います。(通級指導により抜けた分の学習を補充するものではありません)
- 自校に通級指導教室が設置されていない場合は、他校に通っていただくことがあります。

#### 特別支援学級(知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱)

小・中・義務教育学校に設置されている障がいのある児童生徒を対象にした8人までの少人数の学級です。学級は障がい種別に編成され、異学年の児童生徒が在籍することになります。小中学校に準じた教育を行うとともに、障がいによる学習や生活の困難を克服するための特別の指導(自立活動)を、児童生徒のニーズに応じて行います。特別支援学級に在籍する児童生徒が、通常の学級の児童生徒と一緒に必要な教科や行事などを行う「交流及び共同学習」を行っています。大垣市には以下の特別支援学級があります。

##### ○知的障がい特別支援学級

認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れが見られる児童生徒に対し、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的段階的な指導を行っています。必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、「各教科等を合わせた指導」を取り入れ、日常生活に即した学習をすることによって、知的障がいのある児童生徒が、体験的に知識や技能等を習得していただくことができますようにします。

##### ○自閉症・情緒障がい特別支援学級

学年相応の教科等の内容を指導しますが、必要に応じて下学年の内容も指導します。一斉指導の中で集中して話を聞くことに困難があったり、周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりすることから、情緒的に不安定になってしまった際に、具体的な方法を通して落ち着きを取り戻すことができるよう、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた指導を行っています。苦手な刺激の調整を自ら行うことで心理的な安定を図ることや、話し言葉以外のコミュニケーション手段を有効に活用して他者との意思疎通を図ること等に関する指導をしています。

##### ○肢体不自由特別支援学級

学年相応の教科等の内容のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導なども行います。指導に当たっては、一人一人の障がいの状態に応じて適切な教材教具を用いるとともに、タブレット等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにすることもあります。

##### ○難聴特別支援学級

聴覚活用に関する指導や、音声(話し言葉)の受容(聞き取り及び読話)と表出(話すこと)に関する指導を行っています。さらに必要に応じて、学習や生活で用いる語句・文・文章の意味理解などの言語概念の形成や活用に関する指導や、コミュニケーションを通じた人間関係の形成に関する指導、障害の特性の理解やそれに応じた環境の調整などに関する指導を行っています。

##### ○病弱・身体虚弱特別支援学級

大垣市民病院に長期入院中の子どものために病院内に設置された学級です。退院後には元の学校に戻る人が多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めます。教科学習以外にも、身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うこともあります。

#### 特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

- 心身に障がいのある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、自立に必要な知識や技能を習得し、社会参加を目指すための教育を行います。
- 障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために専門的な指導や支援を受けることができます。
- 交流及び共同学習を行う小中学校を「交流籍」として学齢簿に記載し、小中学校の児童生徒とともに学ぶこともできます。